

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第196号

暗号資産に関するトラブルにご注意ください！

暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。様々な要因によって価格が急落し、損をする可能性があります。出会い系サイトやマッチングアプリなどをきっかけに「絶対儲かる」などと持ち掛けられて投資をした結果、返金されない・出金できないなどの相談が寄せられています。

【県内事例】

出会い系サイトを通じて知り合った女性から、暗号資産での投資に誘われた。女性の指示に従い口座を開設し、暗号資産を購入した。その後、女性から勧められた海外の取引所に暗号資産を移すと、2,000万円に増えたので出金しようとしたが、金融税や本人確認の手数料を請求された。不安になりインターネットで調べると、海外の取引所は偽サイトだったことが判明した。女性とはメッセージアプリで連絡を取っていたので、連絡先住所や電話番号は分からない。返金してほしい。 (20代 男性)

トラブル回避・対応のポイント

- 暗号資産は、詐欺的な投資の勧誘に利用されている場合があります。投資サイト自体が架空のものである可能性もあり、勧誘者や事業者と連絡が取れなくなると、被害を回復することは困難です。「必ず儲かる」などと勧誘されても、安易に投資せず、慎重に判断するようにしましょう。
 - 暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。暗号資産を利用する際は、登録を受けていない事業者でないか、無登録業者として警告された事業者でないか、必ず事前に金融庁HPで確認しましょう。海外に拠点を置く業者であっても、日本国内で事業、勧誘等を行う場合には、登録が必要となっています。
- 金融庁 https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html
金融サービス利用者相談室 0570-016811
(平日 10:00-17:00)
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに消費者ホットライン「188 (いやや)」番などに相談しましょう。



©KANAGAWA2013